金山町空き家・空き地バンク制度要綱を次のように定める。

令和４年１月４日

金　山　町　長　　佐　藤　英　司

金山町告示第１号

金山町空き家・空き地バンク制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、金山町における空き家等の有効利用と定住促進による地域の活性化を図るため、金山町空き家・空き地バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　「空き家等」とは、個人が所有し、町に存在する空き家及び空き地（空き家、空き地となる予定のものを含む）をいう。ただし、空き地については、地目が宅地であるものでなければならない。

⑵　「所有者等」とは、当該空き家等に係る所有権又は賃借、売買等を行うことができる権利を有するものをいう。

⑶　「金山町空き家・空き地バンク制度」とは空き家等の賃貸、売買等を希望するその所有者等から申し込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、有効なものを情報提供する制度をいう。

（空き家等の登録申込等）

第３条　金山町空き家・空き地バンク制度による空き家等に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家等情報登録申込書（様式第１号）及び登録カード（様式第２号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家等に関する登録はできないものとする。

⑴　空き家等の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税に係る証明書等の書類）

⑵　暴力団員又は暴力団員等でないことの表明・確約に関する誓約書（様式第１４号）

⑶　上記の他、町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容を確認のうえ、適切であると認めたときは、空き家等情報登録台帳に登録しなければならない。

３　町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に空き家等情報登録完了通知書（様式第３号）を通知するものとする。

４　町長は、第２項の規定による登録していない空き家等で、金山町空き家・空き地バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。

５　申込者は、親族等に空き家等情報登録の手続き等を委任することができる。ただし、この場合において申込者は、町長が必要と認める書類を添付して町長に委任状を提出しなければならない。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第４条　前条第３項の規定による登録完了の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を空き家等情報登録変更届書（様式第４号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届出なければならない。

（空き家等情報登録台帳の登録抹消）

第５条　町長は、当該空き家等の情報が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等情報登録台帳の登録を削除するとともに、その旨を当該空き家等登録者に空き家等情報登録取消通知書（様式第６号）を通知するものとする。

⑴　当該空き家等に係る所有権等に異動があったとき。但し、前条第１項による登録の変更届

があった場合は除く。

⑵　登録者より空き家等情報登録取消届（様式第５号）の届出があったとき。

⑶　登録から３年を経過したとき。ただし、登録から３年を経過したものについては、改めて

登録申込みを行うことにより再登録することができるものとする。

⑷　登録台帳の登録内容に虚偽があることが判明したとき。

⑸　その他町長が適当でないと認めたとき。

（情報提供及び利用登録）

第６条　町長は、必要に応じて登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

２　利用希望者は、前項の規定による情報を受けようとするときは、空き家等情報利用登録申込書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付して町長に申込むものとする。

⑴　暴力団員又は暴力団員等でないことの表明・確約に関する誓約書（様式第１４号）

⑵　上記の他、町長が必要と認める書類

３　町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切と認めたときは、空き家等情報利用台帳に登録し、空き家等情報利用登録完了通知書（様式第８号）を当該申込者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第７条　前条第３項の規定による登録の通知を受けた利用申込者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を空き家等情報利用登録変更届出書（様式第９号）に変更内容を記載し町長に提出しなければならない。

（空き家等情報利用の申請要件）

第８条　空き家等の情報を受け、空き家等を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

⑴　空き家等に定住又は定期的に滞在、利用して経済、教育、文化、芸術活動等を行うことに

より、地域の活性化に寄与できる者。

⑵　空き家等に定住又は定期的に滞在、利用して金山町の自然環境、生活文化等に対する理解

を深め、地域住民と協調して生活できる者。

⑶　その他町長が適当と認めた者。

（利用希望者台帳の登録の取消し）

第９条　町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等情報利用台帳から抹消するとともに、その旨を空き家等情報利用登録取消通知書（様式第１１号）により当該利用登録者に通知するものとする。

⑴　第８条に規定する要件を欠くものと認められるとき。

⑵　空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると

認められるとき。

⑶　申込み内容に虚偽があったとき。

⑷　空き家等情報利用登録取消届出書（様式第１０号）の提出があったとき。

⑸　利用登録から３年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録し

たときは、この限りでない。

⑹　その他町長が適当でないと認めたとき。

（空き家等情報利用申込み及び通知）

第１０条　空き家等登録情報制度を利用しようとする利用希望者は、空き家等情報利用申込書（様式第１２号）及び誓約書（様式第１３号）に希望物件の番号（第３条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要事項を記入し、町長に申込むものとする。

２　町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

３　前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、延滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第１１条　町長は、空き家等登録者と利用登録者が行う空き家等に関する交渉や売買契約及び賃貸借契約等については、直接これに関与しない。

２　空き家等登録者と利用登録者が行った契約等に関する一切のトラブルについて、当事者間で解決するものとし、町は一切責任を負わない。

（個人情報の保護）

第１２条　登録者及び利用登録者は、金山町空き家・空き地バンク制度における個人情報の取り扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作

成及び利用しないこと。

⑵　個人情報を町長の承諾なくして複写又は複製しないこと。

⑶　個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

⑷　個人情報は、利用後速やかに破棄又は消去その他適正な措置を講じること。

⑸　個人情報について漏洩、き損及び滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

（適用上の注意）

第１３条　この要綱は、空き家・空き地バンク制度以外による空き家等の取引を規制するものではない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年１月４日から施行する。